

北栄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年北栄町条例第151号。以下「条例」という。)第4条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成30年10月15日

北栄町長 松本 昭夫

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況(条例第3条第1号)

(1) 職員の採用の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日) 単位:人

区分	競争試験			選考			計	
	男性	女性	計	男性	女性	計		
職種	事務	3	7	10	-	-	-	10
	技師	-	-	-	-	-	-	0
再任用職員		-	-	-	-	-	-	0
計		3	7	10	0	0	0	10

(2) 職員の退職の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

単位:人

区分	一般行政職		技能労務職		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
定年退職	1	1	-	-	1	1	2
勸奨退職	-	-	-	-	-	-	-
応募認定退職	1	-	-	-	1	-	1
普通退職	-	4	-	-	-	4	4
分限免職	-	-	-	-	-	-	-
懲戒免職	-	-	-	-	-	-	-
失職	-	-	-	-	-	-	-
死亡退職	-	-	-	-	-	-	-
計	2	5	-	-	2	5	7

## 2 職員の人事評価の状況(条例第3条第2号)

人材育成の観点から平成20年9月に全職員を対象とした人事評価制度(能力評価)の試行を開始し、平成24年11月から業績評価の試行を開始した。

より高い業務の成果を目指し、住民サービスの向上を図ることを目的に、平成25年からは、業績評価を本格実施し、6月期には、管理職の勤勉手当に、12月期には、全職員の勤勉手当に業績評価の結果を反映した。

平成27年度からは、能力評価及び業績評価を昇給へ反映させ、職員の意欲及びサービスの質の向上を図っている。

### 3 職員の給与の状況 (条例第3条第3号)

#### 1 総括

##### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (29年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
29年度	15,196人	9,632,214千円	436,195千円	1,350,103千円	14.01%	15.3%

##### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費			B 計	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
29年度	179人	607,193千円	104,905千円	234,212千円	946,310千円	5,287千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

##### (3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
北栄町	103.3(95.4)	102.5(94.7)	94.5	94.8	94.7	95.4
鳥取県	101.2(93.6)	99.1(91.6)	91.8	91.8	93.7	94.8

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 ( )内は、国の給与改定特例法の措置がなかった場合の参考値です。

#### 2 一般行政職給料表の状況 (30年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500
最高号給の 給料月額	247,100	303,800	349,600	380,600	392,600	409,800

#### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

##### (1) 一般行政職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
41.02歳	303,258円	343,644円

(注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職員の基本給の平均です。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

##### (2) 職員の初任給の状況 (30年4月1日現在)

一般行政職	上級試験	179,200円
	初級試験	147,100円

##### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (30年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		一般行政職	227,200円	252,800円
	高校卒	—円	239,800円	253,700円

※対象者が少ないため、以下の平均で算出

経験年数10年	7年以上10年未満
経験年数15年	10年以上15年未満
経験年数20年	15年以上20年未満

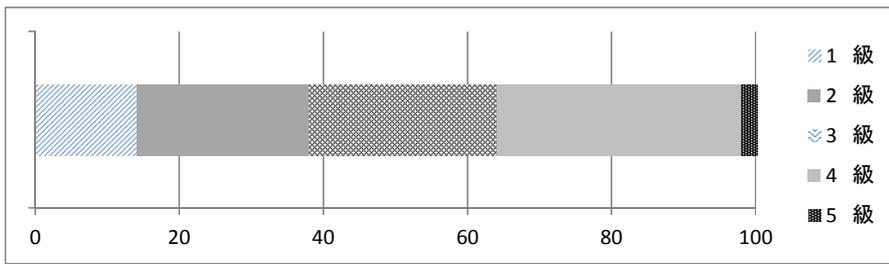
#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数の状況 (30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	14 人	12.2 %
2 級	主事・技師・司書	24 人	20.9 %
3 級	副主幹、主任	26 人	22.6 %
4 級	室長、主幹	34 人	29.6 %
5 級	課長	16 人	13.9 %
6 級	課長	1 人	0.8 %

1 14  
2 24  
3 26  
4 34  
5 16  
6 1

(注) 1 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成27年度から実施

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(29年度)	1,309千円
(29年度支給割合)	
期末手当 2.6月分	勤勉手当 1.80月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 6級15%、4、5級10%、3級5%	

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成25年12月から実施

(2) 退職手当(30年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	定年・応募認定
勤続20年	19.66950 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分

(3) 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	175,500円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	21,938円
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	4.15%

手当の種類(手当数)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	従事した職員	職員が法律に定める感染症等の病原体に汚染されている区域において患者の看護等に従事したときに支給	従事した日1日につき1,000円
行旅死病人の救護等に従事する職員の特殊勤務手当	従事した職員	職員が行旅病人の救護のため病人を護送し、又は行旅死人の認識に関する調査その他の取扱いに従事したときに支給	従事した1回につき1,000円
北条砂丘風力発電所電気主任技術者の代行手当	従事した職員	職員が電気主任技術者の不在時に電気主任技術者の業務を代行したときに支給	従事した日1日につき2,500円
町税等の滞納処分に従事する職員の特殊勤務手当	従事した職員	職員が国税徴収法に規定する捜査に従事したときに支給	従事した日1日につき1,000円
生活保護業務に従事する職員の特殊勤務手当	従事した職員	福祉事務所に勤務する職員が生活保護法に規定する援護等を要する者の特に困難と認める家庭訪問等生活指導に従事したときに支給	従事した日1日につき1,000円
高齢者等の虐待対応業務に従事する職員の特殊勤務手当	従事した職員	高齢者虐待、児童虐待又は障がい者虐待への対応に関する業務において、特に困難と認める対応に従事したときに支給	従事した日1日につき1,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	36,375,385円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	223,162円(163人)

## (5) その他の手当(29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 配偶者がいない場合の1人目(子) 10,000円 配偶者がいない場合の1人目(父母等) 9,000円 特定期間の加算 5,000円	同	-	19,190,691円	215,626円 (89人)
住居手当	家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	同	-	10,448,538円	274,962円 (38人)
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2km~60km以上 2,000円~31,600円	同	-	9,219,680円	61,465円 (150人)
管理職手当	総務課長 50,000円 その他の課長等 40,000円 参事等 24,000円 ※26年度までは支給率、27年度から定額化	異	-	9,072,000円	412,364円 (22人)
単身赴任手当	配偶者の住居との距離が60km以上 30,000円 配偶者住居との交通距離に応じて加算額 8,000円~70,000円	同	-	0円	0円 (0人)

## 6 特別職の報酬等の状況(29年4月1日現在)

区分	期末手当、退職手当の基礎額		
給料	市区町村長		827,000円
	副市町村長		662,000円
報酬	議長		331,000円
	副議長		240,000円
	議員		224,000円
期末手当	市区町村長	(29年度支給割合)	3.15月分
	副市町村長	加算	月額×1.2
	議長 副議長 議員	加算	3.15月分 月額×1.2
退職手当	市区町村長	(支給率) 500/100	(1期の手当額) 16,540,000円
	副市町村長	280/100	7,414,400円
			(支給時期) 任期毎に支給 任期毎に支給

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 7 職員数の状況

## (1) 部門別職員数の状況

部門	区分	職員数
	平成30年4月1日	
普通会計部門	一般行政部門	132人
	教育部門	46人
	小計	178人
公営企業等会計部門		15人
合計		193人

## (2) 年齢別職員構成の状況(30年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳	23歳	24歳	27歳	28歳	31歳	32歳	35歳	36歳	39歳	40歳	43歳	44歳	47歳	48歳	51歳	52歳	55歳	56歳	59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	15人	15人	23人	19人	29人	29人	35人	23人	18人	13人	10人	0人	193人								

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する状況(条例第3条第4号及び第5号)

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なもの/平成29年4月1日)

1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7.75時間	8時30分	17時15分	12時から13時

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成29年1月1日～平成29年12月31日)

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	取得率
A	B	C	B/C	B/A
6448.125日	1,676.000日	173人	9.7日	26.0%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

時間外休日勤務総時間数	職員一人当りの時間外・休日勤務月平均時間数
13,311時間	7.2時間

(4) 主な特別休暇の状況(平成30年4月1日)

主な特別休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
結婚休暇	職員が結婚した場合	7日以内	5日以内
産前・産後休暇	女性職員が出産した場合	産前8週・産後8週	産前6週・産後8週
夏季休暇	盆等の諸行事のため	3日	同じ
ボランティア休暇	社会貢献の活動を行うとき	5日	同じ

(5) 自己啓発休業の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

一般行政職	一般行政職	
	男性	女性
開発途上地域における奉仕活動	0	0
国際協力の促進に資する外国における奉仕活動	0	0

(6) 育児休業の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

	一般行政職	
	男性	女性
育児休業の取得件数	0(0)	11(5)

※取得件数には平成29年度以前に取得している者及び平成29年度中に終了した者を含む。

※( )内は平成29年度の新規取得者

## (7) 旅費制度の概要

区分		日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
			県外	県内	
議会の議員		2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
特別職の非常勤	町長、副町長、教育長				
	監査委員				
	農業委員会委員				
	教育委員会委員				
	選挙管理委員会委員				
	選挙長	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円
	投票所の投票管理者				
	期日前投票所の投票管理者				
	開票管理者				
	投票所の投票立会人				
	期日前投票所の投票立会人				
	開票立会人				
	選挙立会人				
	スポーツ推進委員				
交通安全指導員					
財産区管理会委員					
その他法令、条例による委員					
一般職の非常勤	風力発電所所長				
	風力発電所顧問				
	人権文化センター館長				
	人権教育推進員				
	その他任命権者が必要と認めたもの				
一般職					

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況(条例第3条第6号)

(1) 分限処分者数(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

内容	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	6	-	6
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	-
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、 過員を生じた場合	-	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	-
条例で定めた事由による場合	-	-	-	-	-

(2) 懲戒等処分者数(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

内容	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	-	-	-	-	-
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	-	-	-	-	-
信用失墜行為をした場合	-	-	-	-	-
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	-	-

## 6 職員のサービスの状況(条例第3条第7号)

営利企業等従事許可の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

内容	人数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	1
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	1
計	2

## 7 職員の研修の状況(条例第3条第9号)

(1) 研修機関における研修の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

研修名		研修期間	研修回数	参加者数	修了者数	備考
階層別研修	新規採用職員・フォロー研修	4/18～4/20、9/12～9/14	2	10	10	
	採用2年目研修	8/17～18	1	10	10	
	採用3年目研修	10/24	1	4	4	
	若手職員研修	8/9～8/10	1	13	13	
	採用5年目研修	10/26	1	7	7	
	中堅職員研修	11/13～11/14	1	6	6	
	新任係長級研修	5/10・5/31、7/5	2	2	2	
	新任課長補佐研修	6/27～6/28、11/1	2	20	20	
	新任課長研修	5/9～5/10	2	1	1	
能力開発	ブレインマネージャーのための実践マネジメント講座	8/9	1	1	1	
	条例の見方・読み方・作り方講座	8/1	1	2	2	
	ロジカルシンキング&コミュニケーション講座	1/25	1	4	4	
	情報収集・分析力基礎講座	1/24	1	3	3	
	折衝・調整力向上講座	2/1	1	1	1	
	OJT指導力向上講座	7/27	1	4	4	
	コーチング講座	9/5	1	2	2	
	クレーム対応(ハードクレーム)講座	a	1	0	0	
	管理職・監督職員のためのメンタルヘルズ講座	10/20	1	1	1	
	その他		10	29	29	
専門研修	複式簿記入門研修	8/23～8/25	1	1	1	
	地方自治体が有する債権の放棄・減免等の手続きと不能欠損処理研修	9/21～9/22	1	1	1	
	出納事務の合理的運用実務研修	10/26～10/27	1	1	1	
中央研修	管理職特別セミナー(自治体経営の課題・地域経営塾、(持続性ある地域づくりに向けて)、(人口減少時代の政策課題)	4/24～4/25、7/10～7/12、10/31～11/1	3	3	3	
	地方公営企業法の適用に向けた実務	7/5～7/7	1	1	1	
	人事評価制度と運用の実際	7/24～7/28	1	1	1	
	市町村税徴収事務	11/7～11/17	1	1	1	
合計			41	129	129	

(2) 職場における研修の状況

研修名	研修期間	研修回数	参加者数	修了者数	備考
新規採用職員等研修	4/3	1	12	12	
新規採用職員研修(造酒屋研修)、(大菜西瓜販売促進)、(ブドウ販売促進)	4/13・14、6/11、8/5	4	26	1	
財政等研修①	4/14、4/17(2回)、4/19(3回)、4/20、4/21(3回)	10	276	276	
財政等研修②	10/4(3回)、10/5(3回)、10/6(3回)	9	156	156	
北条砂丘風力発電所研修	7/14	1	33	33	
人権研修	8/23(2回)、8/28、8/29、8/30、9/5	6	219	219	
ハラスメント研修	7/26(2回)、7/27(2回)	4	165	165	
複式簿記の仕組みと財務諸表見方(基礎編)	12/27(2回)	2	98	98	

### (3) 職員の人事交流の状況

平成19年度から行政事務の複雑化、広域化に対処し、地方分権の進展に伴う新規行政需要に対応できる職員の養成と資質の向上等を目的に県との相互交流派遣を実施。平成29年度は、県へ2名の職員を派遣し、町へ2名の職員の受け入れを実施した。また、指導主事3名の職員の受け入れも実施した。  
また、友好交流協定を結ぶ滋賀県湖南市とも平成25年度から相互交流派遣を開始し、1名の派遣、1名の受け入れを行った。

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況(条例第3条第10号)

### (1) 職員の健康診断の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

健康診断の種類	職員(特別職含む)		臨時的任用職員等	
	対象者	受診者	対象者	受診者
人間ドック	110	108	-	-
健康診断	80	80	153	152
計	190	188	153	152

### (2) 福利厚生事業の状況

#### ①(財)鳥取県市町村職員互助会について

##### (ア) 負担率

	職員掛金	町負担金	負担割合(職員:町)
給料にかかる率	2.0/1000	2.0/1000	1:1
期末手当にかかる率	2.0/1000	2.0/1000	

(イ) 平成29年度北栄町負担金決算額 1,978千円(職員一人当たり 10,249円)

##### (ウ) 事業内容

給付事業	出産祝金、結婚祝金、弔慰金、入学(就職)祝金、退会せん別金
福祉事業	宿泊保養施設利用助成、インフルエンザ予防接種助成、健康ウォーク

鳥取県市町村職員互助会の詳しい事業内容は、こちらをご覧ください。

<http://tori-ctvkvousai.or.jp/goiokai/index.html>

#### ②北栄町職員互助会について

(ア) 平成29年度互助会費決算額 2,592,079円(職員負担率:給料の3/1000)

(イ) 平成29年度北栄町補助金決算額 0円

##### (ウ) 事業内容

給付事業	弔慰金、退会せん別金、結婚祝金、出産祝金、傷病見舞金、災害見舞金
厚生事業	団体補助、研修旅行補助、体育事業

**9 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況(条例第3条第11号)**

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

	29.3.31現在 継続件数 (A)	29.4.1～30.3.31 措置要求件数 (B)	29.4.1～30.3.31 終結件数 (C)	30.3.31現在 継続件数 (A)+(B)- (C)
一般行政職	—	—	—	—
技能労務職	—	—	—	—
計	—	—	—	—

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

	29.3.31現在 継続件数 (A)	29.4.1～30.3.31 措置要求件数 (B)	29.4.1～30.3.31 終結件数 (C)	30.3.31現在 継続件数 (A)+(B)- (C)
一般行政職	—	—	—	—
技能労務職	—	—	—	—
計	—	—	—	—